

め、或る程度の修正を加ふることを必要ならしむる時期に到達して居るのではないかを疑ふものである(中略) 將來に於ける議會の機能は國政に對する公の批判機關たるに止めしむのが適當であらう。と、遺憾なく吾人の主張に賛同して居るを見れば、此意見は既に既成政黨者流を除く國民多數の公論と見るべきであらう。

五、議員素質の改善

議會政治革正の爲めに、前述の如く三權分立制の確立に依つて議員の政權慾の根源を絶つと共に、議會を組成する議員の素質を改善せねばならぬこと勿論である。尤も三權分立制の確立、政黨政治解消の副産物として自然に議員の素質は或る程度迄改善せらるゝであらう。何となれば従來政黨腐敗の最大の原因は政權獲得慾であつて彼等は政權獲得の爲めには議會に多數を占むるを要し、多數議員選出の爲めには巨額の費用を要する。従つて財閥と結託し、下當なる交換條件の下に不正の運動費を提供せしめ、若くは滿鐵其他の特種會社銀行の首腦に黨員を据ゑて資金を絞り取つたものである。然るに既に政權獲得の望なき改正制度の下に於ては、必ずしも多數黨たるの必要なく、従つて無理なる選舉費用を調達するの必要も軽減せらるべく、假に政黨の要求があつても、財閥は政權に縁なき政黨に出資するの愚を取てせざるべく、又與黨を有せざる政府も偏頗なる選舉干渉を行ふの必要は減少するであらうし、是等種々の關係を綜合すれば、選舉に於ける買収干渉等の不正行爲は其度を減するのが自然の歸趨であるからである。

併しながら單に之れのみを以て議員素質の改善を望むのは過望であり、選舉法の徹底的改正は絶対に必要である。内務省は舊冬法制審議會が比例代表制に適當の法案なきを答申せるに際し、一度は選舉法の改正を斷念した様であつたが、之れでは齋藤内閣最大の使命たる政界の淨化は望み得ないではないか」との非難轟々たるに及び再び審議の上、單簡の比例代表、選舉公營及罰則の改正を含む改正案を提出すべき決心を固めたと云ふ。故に吾人は右政府案に對し簡單の批評を試みたいと思ふ。

第一比例代表制は候補者個人の人格識見は措て之を問はず、専ら其所屬政黨の可否に就て投票するものであるから此選舉の對象が問題である。殊に我國の政黨の如き其存立の意義が甚だ曖昧模糊であるのみならず、其内容腐敗墮落の極に達して匡正の見込乏しきものを對象として、強て之に投票せしめようとするは、即ち將に倒れんとする既成政黨を救ふに異ならないではないか。況んや比例代表制は少くも一縣を一區とする大選區制を必要とするに拘らず、内務省案が現行の中選舉區制を維持せんとすることは、甚しく不合理であつて、之れでは既成政黨をして死票に依る不利を不當に免れしむるに反し、少數の新鮮分子の散票は多く無効に歸し比例代表制の主眼たる少數分子に得票相當の勢力を認めんとする趣旨に悖るのである。

次に、選舉公營に關する内務省は甚しく姑息不徹底であつて、公營は一地一回の演說會と選舉公報の發行に止まり、各候補者は私に二回以上隨意に演說會を開催し、且つ自ら一回限り無料郵便物を配布し得るのであるから名は公營と稱するも、實は半公半私營であつて、之れでは選舉費用の著しき減額や、醜穢なる秘密運動は到底阻